結果の概要

1 平成29年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成29年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、 刑法犯、特別法犯(※1),自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の全ての罪種において減少している。

また、少年被疑事件の通常受理人員も同様に減少傾向にあるが、外国人被疑事件(※2)の通常受理人員は、増加傾向にある。

- (※1) 道路交通法等違反を除く。以下同じ。
- (※2) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員(統計表第7,9,10表関係)

平成29年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,055,327人で,前年に比べると5.5%(60,871人)減少している。

罪種別に対前年比を見る (表 1) と、刑法犯は4.2% (9,505人),特別法犯は0.3% (300人),道路交通法等違反は 7.8% (24,397人) それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は460,867人で、刑法犯全体の68.0%、総数の43.7%を 占めるが、前年に比べると5.5% (26,669人) 減少している。

罪	種	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	1,	055, 327	100.0	-5.5
刑 法			216, 957	20.6	-4.2
特別	法 犯		88, 981	8.4	-0.3
自動車による			460,867	43. 7	-5. 5
道路交通			288, 522	27.3	-7.8

表 1 被疑事件の通常受理人員

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成24年以降の推移を罪種別に見る(表2)と特別法犯は平成27年まで増加傾向にあったが、同28年から減少に転じ、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の罪種は、なだらかに減少している。

				X	@ m 入 ~ 1	(55 45 1D 25	χ • ν 1 ΙΕ 1 Ι		
罪			種	平 成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総			数	100	94	87	84	79	74
刑	挝	Ė	犯	100	95	91	86	81	78
特	別	法	犯	100	95	95	97	94	93
自動車	による	過失致多	死傷 等	100	96	87	81	75	71
道路	交通	法等	違反	100	91	83	82	79	73

表 2 通常受理人員の指数の推移

(2) 罪名別通常受理人員(統計表第7,9表関係)

平成29年における刑法犯の通常受理人員は677,824人で,前年に比べると5.1% (36,174人)減少している。

主な罪名別(※)に前年と比較する(表3)と,収賄・贈賄(34.8%,24人),殺人(7.7%,107人)強制わいせつ・強制性交等(2.1%,110人)などがそれぞれ増加し、盗品等関係(20.6%,251人)、強盗(16.9%,491人)、住居侵入(12.8%,947人)などがそれぞれ減少している。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その1)」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

⁽注) 1 平成24年を100とする指数である。

^{2 「}刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	677, 824	100.0	-5. 1
公務執行妨害	2,028	0.3	-3. 1
放火	889	0.1	-1.9
住 居 侵 入	6, 430	0.9	-12.8
文 書 偽 造	2,674	0.4	-1.3
強制わいせつ・強制性交等	5, 350	0.8	2. 1
賭博・富くじ	681	0.1	-5. 7
収 賄 ・ 贈 賄	93	0.0	34.8
殺	1, 492	0.2	7.7
傷	38, 029	5.6	-3.0
自動車による過失致死傷等	460, 867	68.0	-5. 5
窃监	95, 319	14. 1	-4.6
強	2, 416	0.4	-16.9
詐	16, 756	2.5	-5.0
恐喝	2, 358	0.3	-3. 5
横 領 ・ 背 任	10, 939	1.6	-9.9
盗 品 等 関 係	965	0.1	-20.6
毀 棄・ 隠 匿	8, 747	1.3	-5.6
暴力行為等処罰に関する法律	1,854	0.3	-7. 9
その他の刑法犯	19, 935	2.9	3.5

⁽注)「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成29年における特別法犯の通常受理人員は88,981人で、前年に比べると0.3% (300人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較する (表 4) と、金融商品取引法 (22.2%, 12人), ストーカー行為等の規制等に関する法律 (18.1%, 133人), 出入国管理及び難民認定法 (17.9%, 759人) などがそれぞれ増加し、インターネット異性紹介事業を 利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (45.7%, 64人), 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (28.3%, 32人), 売春防止法 (20%, 129人) などがそれぞれ減少している。

表 4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	88, 981	100.0	-0.3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	2, 350	2.6	-6. 2
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	5, 637	6.3	1.0
売 春 防 止 法	516	0.6	-20.0
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	3,074	3.5	13. 3
ストーカー行為等の規制等に関する法律	866	1.0	18. 1
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	76	0.1	-45.7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81	0.1	-28.3
著 作 権 法	294	0.3	-9.8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6, 784	7.6	-0.7
金融 商品取引法	66	0.1	22. 2
出資の受入れ,預り金及び金利等の取締りに関する法律	313	0.4	5. 4
貸 金 業 法	157	0.2	-9. 2
不 正 競 争 防 止 法	106	0.1	-0.9
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	270	0.3	3.4
出入国管理及び難民認定法	5,010	5.6	17. 9
その他の特別法犯	63, 381	71. 2	-1.8

なお、平成29年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、あへん法(44.4%,4人),大麻取締法(17.3%,668人),麻薬及び向精神薬取締法(0.5%,5人)はそれぞれ増加し、覚せい剤取締法(5.9%,1013人)国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)(5.5%,25人)は減少している。

平成24年以降の麻薬, 覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

罪	名	平成	Ž							
₹F	4	24年	25年	26年	27年	28年	29年			
大 麻 耳	文 締 泊	2.542		2. 917 (115)	3, 383 (133)	3, 872 (152)	4, 540 (179)			
麻薬及び向料	青神薬取締済	709	, ,	854	1, 004	971	976			
711 710 70 70 71	17 11 210 12 14 14 1	(100)	, ,	(118)	(139)	(134)	(135)			
覚せい剤	削取締治	19,008	,	17, 633 (93)	17, 979 (95)	17, 070 (90)	16, 057 (84)			
あ~	h E	£ 6	` ′	26	6	9	13			
<i>u</i>)	, , ,	(100)	(350)	(650)	(150)	(225)	(325)			
麻薬紫	寺 例 沿	는 413	312	429	477	451	426			
		(100)	(76)	(104)	(115)	(109)	(103)			

表 5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

(注) () 内の数は,平成24年を100とする指数である。

被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員(統計表第8,9,10表関係)

平成29年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,064,327人で、未済となった被疑事件の人 員の総数は20,088人である。前年と比べると、既済人員は5.4%(61,233人)減少し、未済人員は3.5%(679人)増加して いる。罪種別に前年と比較する(表6)と、既済人員については、刑法犯(4.3%,9,887人)、特別法犯(0.8%,697人)、 自動車による過失致死傷等 (5.5%, 26,771人), 道路交通法等違反 (7.5%, 23,878人) それぞれ減少している。未済人員 については、刑法犯(1.4%, 126人), 特別法犯(4.2%, 140人), 自動車による過失致死傷等(5.5%, 236人), 道路交 通法等違反 (6.7%, 177人) それぞれ増加している。

(※) 時効再起事件の人員(4人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1, 064, 327	100.0	-5.4	20, 088	100.0	3. 5
刑 法 犯	218, 187	20.5	-4.3	9, 288	46. 2	1.4
特 別 法 犯	90, 700	8.5	-0.8	3, 444	17. 1	4. 2
自動車による過失致死傷等	461, 526	43.4	-5.5	4, 531	22.6	5. 5
道路交通法等違反	293, 914	27.6	-7.5	2, 825	14.1	6. 7

表 6 被疑事件の既済人員及び未済人員

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また,平成29年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,244,900人)に対する未済人員(20,088人)の割合は1.6%で, 前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成29年の既済率は、総数は98.1%で、前年と比較して0.2ポイント低下している。

平成24年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

				770771 1	· · · / - / /			
罪		種	平 成					
91		132	24年	25年	26年	27年	28年	29年
総		数	98. 7	98. 6	98.5	98. 4	98.3	98. 1
刑	法	犯	96. 7	96.8	96.7	96. 3	96. 1	95. 9
特	別	去 犯	96. 7	96. 5	96.8	96. 5	96. 5	96. 3
自動車	による過失	致死傷等	99. 4	99.3	99. 2	99. 2	99. 1	99.0
道路	交通法	等違反	99. 5	99. 5	99.2	99.3	99.2	99.0

- 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。 (注) 1
 - 2 既済率は、以下により算出した。

既済人員数(「他の検察庁に送致」を除く。)

(2) 既済事由別人員(統計表第8,9,10表関係)

平成29年における既済人員について既済事由別に見ると,前年に比べ,起訴は329,517人で6.6%(23,152人),不起訴は671,694人で4.3%(30,025人)それぞれ減少している。

既	済	事	由	平 成					
	1/1	7	н	24年	25年	26年	27年	28年	29年
総			数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起			訴	31.2	30.2	30.3	31.1	31.3	31.0
公	判	請	求	6.8	6.7	7.3	7.8	7.8	7.9
略	式 命	令	請求	24. 4	23.5	23.0	23.4	23.5	23.1
不	走	2	訴	60.5	61.8	62. 1	62.0	62.3	63. 1
そ	0.)	他	8.3	8.0	7.6	6.8	6.3	5. 9
(3+)	ГЭ	on like	117	H d. 4n /\	ロッドウロン	中内和自己以外:	ベー・ナ フ		

表8 既済事由別人員の構成比の推移

平成29年において不起訴にした人員について,不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると,起訴猶予は90.3%で0.3 ポイント低下しており,嫌疑不十分は6.8%で0.4ポイント上昇し,その他は3.0%で増減はなかった。

平成29年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では 70.1%で、自動車による過失致死傷等は10.7%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成24年以降の推移を見る(表9)と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では、同27年に0.7ポイント上昇したが、ほぼ横ばいに推移している。自動車による過失致死傷等は、平成26年から増加し、同28年から横ばいに推移している。

区				分	平 成					
				23	24年	25年	26年	27年	28年	29年
刑	法	犯	公 判	請求	45.2	44. 9	45.0	46.1	45.7	45.4
713	124	70	略式命	令 請 求	54.8	55. 1	55.0	53.9	54.3	54.6
白動車	による過失致死傷を除	く刑法犯	公 判	請求	70.1	70.5	70. 1	70.8	70. 2	70. 1
D 247		(() 1 1 2	略式命	令 請 求	29.9	29.5	29.9	29.2	29.8	29.9
白動	車による過失致	死 復 笙	公 判	請求	9.6	9. 3	10.0	10.8	10.7	10.7
口 30 -	中による過人以	一团寸	略式命	令 請 求	90.4	90.7	90.0	89.2	89.3	89.3

表 9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

(3) 被疑者の年齢(統計表第47, 48表関係)

平成29年において刑法犯(自動車による過失致死傷等を除く。)で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、20歳~24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成24年以降の推移を見る(表10)と、45歳~49歳及び65歳以上の構成比は増加傾向に あったが、同29年は65歳以上の構成比が減少している。

⁽注) 「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年	齢	平 成						平成 29 年	
<u>+</u>	图印	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	総数	男	女
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
$14 \sim$	17歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
18 •	19 歳	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.4
$20\sim$	24 歳	12.8	12.9	13.0	12.9	12.9	12.7	13.3	9. 5
$25\sim$	29 歳	11.3	11. 1	10.9	10.9	11.0	10.8	11.1	8. 7
$30\sim$	34 歳	10.5	10.8	10.5	10.6	10.5	10.8	11.1	9. 2
$35\sim$	39 歳	11.3	10.8	10.7	10.4	10.2	10.3	10.4	9.8
$40\sim$	44 歳	10.8	10.9	11.2	10.9	10.9	10.9	10.8	11.2
$45\sim$	49 歳	8.6	8.7	9. 1	9.3	9.6	10.1	10.0	10.6
$50\sim$	54 歳	7.0	7.0	7.0	7.3	7.3	7.6	7.6	7. 7
$55\sim$	59 歳	6.6	6.2	6. 1	6.0	5.9	6.0	6.0	5. 7
$60\sim$	64 歳	7.4	6.9	6.3	6.0	5.6	5.3	5.3	5. 2
$65\sim$,	4.9	5. 2	5. 4	5.6	6.0	5.9	5.8	6. 7
70 歳	以上	8.0	8.5	8.8	9.1	9.3	8.8	7.8	15. 2

(4) 起訴率 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成29年において起訴した人員は329,517人である。罪種別に見ると,刑法犯は69,674人で,起訴した人員の21.1%,特別法犯は45,191人で同13.7%,自動車による過失致死傷等は49,595人で同15.1%,道路交通法等違反は165,057人で同50.1%である。

平成29年の起訴率は32.9%である。

平成24年以降の起訴率の推移を罪種別に見る(表11)と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあるが、道路 交通法等違反は減少を続けており、同24年から6.8ポイント低下している。

表11 起訴率の推移

		種		平 成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総			数	34. 0	32.8	32.8	33. 4	33. 4	32. 9
刑	沒	Ė	犯	40.7	38. 9	38.5	39. 1	38.2	37. 5
特	別	法	犯	55. 3	54. 3	53.2	53. 3	52.4	51.5
自動車	正による	過失致死	怎傷等	9.4	9. 5	10.2	10.6	10.9	11. 1
道路	交通	法等	違反	65.7	64. 2	62.5	61.6	60.2	58.9

- (注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。
 - 2 起訴率は、以下により算出した。

起訴人員数 起訴人員数+不起訴人員数

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成24年以降の推移を見る(表12)と、自動車による過失致死傷等は微増しているが、同24年から暴力行為等処罰に関する法律(14.8ポイント)、強制わいせつ・強制性交等(13ポイント)、傷害(10.5ポイント)などが大幅に低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

				名	平 成					
21				н	24年	25年	26年	27年	28年	29年
公	務	執	行 妨	害 害	58. 9	57.0	56.4	54.8	55.8	50.8
放				火	44. 1	48.1	45.7	43.9	37.3	35.2
住	扂		侵	入	42.0	41.4	40.2	39.0	41.7	40.9
文	1		偽	造	45.7	43.7	45.3	38.3	43.7	38.4
強制	しわい	せつ・	強制	生交等	49.6	47.3	43.4	41.1	39. 1	36.6
賭	博	•	富 〈	じ	52. 3	44.6	44.1	46.8	55. 1	52.0
収	賄	•	贈	賄	61.1	60.3	83.9	88.5	88.7	72.4
殺				人	31.8	30.7	34.6	33.4	30.8	28.7
傷				害	43.0	39.3	37.2	36.0	34. 1	32.5
自 動	」車 に	よる過	上失 致 2	死傷等	9.4	9.5	10.2	10.6	10.9	11.1
窃				盗	42.2	41.3	42.1	42.3	41.0	41.0
強				盗	59. 2	54.4	53.3	49.1	52.4	52.6
詐				欺	55.0	53.3	55.0	57.2	56.2	58.5
恐				喝	40.0	39. 2	35.4	32.4	33.8	31.7
横	領	•	背	任	18.8	17.7	17.9	18.7	16.7	17.3
盗	品	等	関	係	25. 5	22.4	28.4	30.1	24.7	21.7
毀	棄	•	隠	若	25.0	23.5	24.3	22.4	22.1	20.0
暴力	行為等	穿処罰(に関す	る法律	52.7	48.2	45.1	43.6	41.8	37.9

⁽注)「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同 第26章に規定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性 交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間(統計表第30,31表関係)

平成29年において既済となった被疑事件(※1)の処理期間(※2)について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る(表13)と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯44.6%、特別法犯44.0%、総数44.4%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯75.2%、特別法犯73.3%、総数74.6%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯87.9%、特別法犯87.6%、総数87.8%である。

(%1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪	1	種	総数	15 日 以 内	1 月以内	2 以 内	3 月以内	6 月以内	1 以 内	2 以 内	2年を 超える
総		数	358, 037	159, 041	108, 088	47, 332	19,043	19, 495	4, 563	462	13
小心	心	双	(100.0)	(44.4)	(30.2)	(13.2)	(5.3)	(5.4)	(1.3)	(0.1)	(0.0)
刑	法	犯	245, 408	109, 469	75,070	31, 215	12, 558	13, 327	3, 375	382	12
Νia	14	20	(100.0)	(44.6)	(30.6)	(12.7)	(5.1)	(5.4)	(1.4)	(0.2)	(0.0)
特	別法	犯	112, 629	49, 572	33, 018	16, 117	6, 485	6, 168	1, 188	80	1
.1/1	//1 1/A	96	(100.0)	(44.0)	(29.3)	(14.3)	(5.8)	(5.5)	(1.1)	(0.1)	(0.0)

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員(統計表第27表関係)

平成29年における少年被疑事件の通常受理人員は63,999人で,前年に比べると11.4%(8,275人)減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と,刑法犯は13.0%(4,878人),自動車による過失致死傷等は10.1%(1,657人), 道路交通法等違反は12.0%(1,863人)それぞれ減少し,特別法犯は4.4%(123人)増加している。

また,男女別構成比では,男子が83.9%を占めている。前年に比べると,男子は12% (7,320人),女子は8.5% (955人) それぞれ減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	63, 999	100.0	-11.4
刑 法 犯	32,604	50.9	-13.0
特 別 法 犯	2,925	4.6	4.4
自動車による過失致死傷等	14, 750	23.0	-10.1
道路交通法等違反	13,720	21.4	-12.0
男	53, 694	83.9	-12.0
女	10, 305	16. 1	-8.5

⁽注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成24年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向が認められ、刑法犯は同24年から半減しており、また、男女別に見ると女性は同24年から半減している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪	種	平 成 24年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
総	数	100	91	80	69	61	54
刑 法		100	88	76	62	50	44
特 別	法 犯	100	94	94	108	116	121
自動車によるi		100	97	88	80	76	68
道路交通	法等違反	100	95	85	81	76	67
男	1	100	91	82	71	63	55
女	ζ	100	89	73	60	52	47

⁽注) 1 平成24年を100とする指数である。

(2) 罪名別通常受理人員(統計表第27表関係)

平成29年における少年被疑事件について,刑法犯の通常受理人員を主な罪名別 (※) に見る (表16) と,前年に比べて, 詐欺 (16.5%, 176人) が増加したほかは,強盗 (31.9%, 151人) ,盗品等関係 (27.5%, 180人) ,公務執行妨害 (27.4%, 48人) などが減少するなど,全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。 以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪			名	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総			娄	ζ	47, 354	100.0	-12. 1
公	務 執	行	妨	Ē	127	0.3	-27. 4
放			Ŋ	ς	49	0.1	-18. 3
住	居	侵	7		1,280	2. 7	-19. 6
文	書	偽	近		96	0.2	-19. 3
強制	わいせく)・強作	制性交氧	Ę	604	1.3	-4.7
殺			J		45	0. 1	-15. 1
傷			[Ē	3, 437	7. 3	-11. 1
自動	車による	過失	致死傷等	Ę	14,750	31. 1	-10. 1
窃			2	ž.	18, 192	38. 4	-14.0
強			2	ž.	323	0.7	-31. 9
詐			其	7	1,241	2.6	16. 5
恐			ĮĮ.	5	523	1. 1	-3.9
横	領	•	背 信	<u>.</u>	3, 488	7. 4	-20. 1
盗	品	等	関	§	474	1.0	-27. 5
暴力	行為等処	罰に関	する法律	ŧ	186	0.4	-16. 2
そ	の他	の刑	法 犭	1	2,539	5. 4	1.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

^{2 「}刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また,特別法犯のうち,薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると,大麻取締法は370人で41.2% (108人)増加しており,麻薬及び向精神薬取締法は15人で28.6% (6人),覚せい剤取締法は136人で20% (34人),毒物及び劇物取締法は13人で18.8% (3人) それぞれ減少している。

(3) **全被疑者中に占める少年被疑者の割合**(統計表第7, 9, 10, 27表関係)

平成29年における全被疑者(少年,成人及び法人の全被疑者をいう。)の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は 6.1%で,前年に比べ,0.4ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成24年以降の推移を罪種別に比較する(表17)と、特別法犯は同27年から増加しているものの、全般的に減少傾向が認められ、刑法犯は同24年から11.6ポイント低下している。

罪	種	平 成					
71	1	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
総	数	8. 4	8. 1	7. 7	7.0	6.5	6. 1
刑	法 犯	26.6	24.7	22. 1	19.0	16.6	15.0
特別		2.5	2.5	2.5	2.8	3. 1	3.3
	る過失致死傷等	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.2
道路交通	通法等違反	5. 2	5.4	5.3	5.2	5.0	4.8
()))	Employ Large			NO 11 -11 -			

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

平成29年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る(表18)と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、詐欺(1.4ポイント)のみであり、減少している罪名は、盗品等関係(4.7 ポイント)、横領・背任(4.1ポイント)、強盗(2.9ポイント)などである。

	罪					名	少年	成人
総						数	7. 0	93.0
	公	務	執	行	妨	害	6. 3	93. 7
	放					火	5. 5	94. 5
	住		居		侵	入	19. 9	80. 1
	文		書		偽	造	3. 6	96. 4
	強	制わ	いせっ	· c	強制	性交等	11. 3	88. 7
	殺					人	3. 0	97. 0
	傷					害	9. 0	91. 0
	自	動車	により	る過	失 致	死傷等	3. 2	96. 8
	窃					盗	19. 1	80. 9
	強					盗	13. 4	86. 6
	詐					欺	7. 4	92. 6
	恐					喝	22. 2	77.8
	横	Í	領		背	任	31. 9	68. 1
	盗	1	品	等	関	係	49. 1	50. 9
	暴	力行	為等処	罰に	関す	る法律	10. 0	90.0
	そ	\mathcal{O}	他	0)	刑	法 犯	8.6	91. 4

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

(4) 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成29年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べて、14・15歳は19%(2,054人)、16・17歳は13.7%(2,116人)、18・19歳は8.6%(2,365人)といずれも減少している。

⁽注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

⁽注)「文書偽造」には刑法第2編第 17 章に規定する全部の罪を,「殺人」 には同第 26 章に規定する全部の罪を,「強制わいせつ・強制性交等」 には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を,「強盗」には強盗致死 傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年	齢	人 員	構成比 (%)	対前年比(%)
総	数	47, 354	100.0	-12. 1
14 •	15 歳	8, 751	18.5	-19.0
16 •	17歳	13, 371	28. 2	-13.7
18 •	19 歳	25, 232	53. 3	-8.6

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成24年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳、16・17歳の割合は減少傾向にあり、18・19歳の割合は増加傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 歯	平成					
· -	24 年	25 年	26 年	27年	28年	29年
総	数 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 • 15 扇	裁 29.3	29. 0	27. 2	23. 4	20. 1	18.5
16 • 17 点	裁 31.7	30.4	30.0	30.2	28.7	28. 2
18・19 局	裁 39.1	40.6	42.8	46.5	51.2	53. 3

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第15, 16, 21, 22表関係)

平成29年における外国人被疑事件(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。)の通常受理人員は19,368人で,前年に比べると7.1%(1,290人)増加している。

罪種別に対前年比を見る(表21)と,刑法犯は1.4%(148人),特別法犯は14.6%(1,142人)増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

爭	Į.	種	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総		数		19, 368	100.0	7. 1
刑	法	犯		10, 406	53. 7	1.4
特	別 法	犯		8,962	46.3	14. 6

平成29年における外国人被疑事件について,通常受理人員が多い国籍別に見る(表22)と,中国,韓国・朝鮮,ベトナム,フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、マレーシア(875%、315人)、タイ(31.3%、165人)、ベトナム(18%、508人)などが増加し、ペルー(9.5%、46人)、韓国・朝鮮(6.8%、252人)などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	ì	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	19, 368	100.0	7. 1
中	玉	5, 441	28. 1	2. 1
韓 国 • 朝	鮮	3, 473	17. 9	-6.8
ベトナ	Δ	3, 337	17. 2	18. 0
フィリピ	ン	1, 326	6.8	6. 7
ブ ラ ジ	ル	1, 133	5.8	8.6
タ	イ	693	3.6	31. 3
アメリカ合衆	玉	472	2.4	6. 3
ペル	_	439	2.3	-9. 5
マレーシ	ア	351	1.8	875.0
インドネシ	ア	216	1.1	-1.4
そ の	他	2, 487	12.8	13. 0

平成29年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は14,516人で,前年から1,301人増加している。

罪種別に対前年比を見る(表23)と,刑法犯は3.5%(243人),特別法犯は16.9%(1,058人)増加している。

また、平成29年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は74.9%で、前年に比べると1.8ポイント増加しており、罪種別では、刑法犯は69.3%で1.4ポイント、特別法犯は81.5%で1.6ポイントそれぞれ増加している。

罪	種	人	員	構成比(%)	対前年比(%)	外国人被疑事件中に 占める割合(%)
総	数		14, 516	100.0	9.8	74. 9
刑 法	3 □		7, 212	49.7	3.5	69. 3
特別	法 犯		7, 304	50.3	16. 9	81.5

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

平成29年における来日外国人被疑事件について,通常受理人員が多い国籍別に見る(表24)と,中国,ベトナム,韓国・朝鮮,フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、マレーシア(959.4%、307人)、タイ(32.7%、156人)、ベトナム(18.6%、507人)などが増加し、ペルー(11.2%、37人)、韓国・朝鮮(8.8%、110人)などが減少している。

国	籍	人	員	構成比(%)	対前年比(%)	外国人被疑事件中に 占める割合(%)
総	数		14, 516	100.0	9.8	75. 0
中	玉		4, 431	30. 5	2.6	81. 4
ベト	ナム		3, 227	22. 2	18.6	96. 7
韓国	• 朝 鮮		1, 142	7.9	-8.8	32. 9
フィ!	ノピン		981	6.8	6. 1	74. 0
ブラ	ジル		860	5.9	6.3	76. 0
タ	イ		633	4.4	32. 7	91. 3
マレー	ーシア		339	2.3	959. 4	96. 6
~)	レー		293	2.0	-11.2	66. 9
アメリカ	か合衆国		277	1.9	6. 5	58. 7
インド	ネシア		210	1.4	1.0	97. 2
そ 0	り他		2, 123	14. 6	12.8	85. 5

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

(2) 罪名別通常受理人員(統計表第16,22表関係)

平成29年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る(表25)と,前年に比べると,刑法犯では,横領・背任(21.3%,83人),暴力行為等処罰に関する法律(18.7%,17人),恐喝(10.2%,5人)などが増加し,殺人(19.2%,15人),強盗(18.2%,32人),文書偽造(14.2%,42人)などが減少している。特別法犯では,関税法(101.9%,159人),大麻取締法(51.2%,128人),出入国管理及び難民認定法(18.4%,687人)などが増加したほか,あへん法(100%,3人),売春防止法(40.2%,45人)などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が22.8%と最も高く、次いで窃盗が22.7%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比 (%)
総数	19, 368	100.0	7. 1
刑法犯	10, 406	53. 7	1.4
公務執行妨害	107	0.6	9.2
住 居 侵 入	328	1.7	-4.7
文 書 偽 造	253	1.3	-14.2
強制わいせつ・強制性交等	243	1.3	4.3
賭 博・ 富 く じ	35	0.2	-5.4
殺人	63	0.3	-19.2
傷害	2,067	10.7	-1.5
窃	4, 389	22. 7	-3.0
強	144	0.7	-18.2
詐 欺	631	3.3	-0.3
恐喝	54	0.3	10.2
横 領 ・ 背 任	473	2.4	21.3
盗 品 等 関 係	101	0.5	1.0
暴力行為等処罰に関する法律	108	0.6	18.7
その他の刑法犯	1,410	7.3	26.8
特 別 法 犯	8,960	46. 3	14.6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	484	2.5	-7.3
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	276	1.4	15.0
売 春 防 止 法	67	0.3	-40. 2
大 麻 取 締 法	378	2.0	51. 2
麻薬及び向精神薬取締法	189	1.0	3.3
覚 せ い 剤 取 締 法	1,041	5. 4	12.1
あ へ ん 法	_	_	-100.0
関 税 法	315	1.6	101.9
出入国管理及び難民認定法	4, 416	22.8	18.4
その他の特別法犯	1, 796	9.3	5.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に 規定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成29年における全被疑者の通常受理人員(305,938人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。)に 占める外国人被疑者の割合は6.3%で、前年に比べると、0.6ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係 (10.5%) 、文書偽造 (9.5%) 、強盗 (6.0%) などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法 (88.1%) 、関税法 (44.9%) 、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (20.6%) などが高い割合を示している。

平成29年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る(表26)と,刑法犯では,暴力行為等処罰に関する法律(30.4%,17人),公務執行妨害(22.4%,11人),横領・背任(20.4%,51人)などが増加し,賭博・富くじ(38.5%,5人),強盗(24.4%,31人),殺人(20.8%,11人)などが減少している。特別法犯では,関税法(104.3%,147人),大麻取締法(58.8%,97人),出入国管理及び難民認定法(19.3%,689人)などが増加したほか,あへん法(100%,3人),売春防止法(47.1%,33人)が減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

			T	1
罪	名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	14, 516	100.0	9.8
刑法	犯	7, 212	49. 7	3.5
公 務 執 行 妨	害	60	0.4	22. 4
住 居 侵	入	238	1.6	-7.8
文 書 偽	造	211	1.5	-7.0
強制わいせつ・強制性	交 等	191	1.3	7.3
賭博・富く	じ	8	0.1	-38. 5
殺	人	42	0.3	-20.8
傷	害	1, 223	8.4	-1.9
窃	盗	3, 151	21.7	-2.8
強	盗	96	0.7	-24. 4
詐	欺	444	3.1	14. 4
恐	喝	26	0.2	8.3
横 領 • 背	任	301	2. 1	20.4
盗 品 等 関	係	77	0.5	-7.2
暴力行為等処罰に関する	法律	73	0.5	30.4
その他の刑法	犯	1,071	7.4	38. 4
特 別 法	絚	7, 304	50.3	16.9
	法律違反	306	2.1	-3.8
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取	締 法	162	1.1	5. 2
売 春 防 止	法	37	0.3	-47. 1
大 麻 取 締	法	262	1.8	58.8
麻薬及び向精神薬取	締 法	156	1.1	6. 1
覚せい剤取締		672	4.6	10. 7
あ へ ん	法	_	_	-100.0
関税	法	288	2.0	104. 3
	定法	4, 262	29. 4	19. 3
	去犯	1, 159	8.0	8.5
// Fr + May 1				

(注)「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成29年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造 (83.4%),強制わいせつ・強制性交等 (78.6%),盗品等関係 (76.2%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法 (96.5%),関税法 (91.4%),麻薬及び向精神薬取締法 (82.5%)などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕(統計表第41,43表関係)

平成29年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者は118、446人で、前年に比べると3.3%(4、104人)減少し、同29年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は38.7%で前年から増減はなかった。

(※) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27) と,逮捕された者の人員は,刑法犯は3.7%(3,299人),特別法犯は2.5%(805人)減少している。また,逮捕された者の割合は,刑法犯は39.7%で前年より0.2ポイント上昇し,特別法犯は36.1%で前年より0.7ポイント減少している。

逮 なか 罪 種 数 構成比(%) 対前年比(%) 対前年比(%) 員 構成比(%) 員 総 数 306,007 118, 447 38.7 -3.3 187, 560 61.3 -3.3 刑 法 犯 218, 170 86,721 39.7 -3.7131, 449 60.3 -4.8 特別法犯 87, 837 31,726 36. 1 -2.5 56, 111 63.9 0.3

表27 逮捕·不逮捕別人員

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成24年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区	分	平 成 24年	25年	26年	27年	28年	29年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕さ	れた者	34.8	35. 7	36. 3	37.8	38.7	38.7
逮捕された	いかった者	65. 2	64.3	63.7	62. 2	61.3	61.3

平成29年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別(年齢は,処理時年齢であり,年齢不詳者を除く。)に見ると,逮捕された少年は7,511人(20.9%),同成人は110,918人(44%)であり,前年に比べると,少年は8.5%(700人),成人は3%(3,407人)減少している。

また,男女別(性別不詳者を除く。)に見ると,逮捕された男子は105,415人(42.6%),同女子は13,032人(31.3%)であり,前年に比べると,男子は3.6%(3,981人),女子は0.9%(122人)減少している。

平成29年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る(表29) と、検察庁逮捕が167人(0.1%)、警察から身柄送致が110,407人(93.2%)、警察で身柄釈放が7,873人(6.6%)であり、前年に比べると、検察庁逮捕が16人(8.7%)、警察から身柄送致が3,900人(3.4%)、警察で身柄釈放が188人(2.3%)減少している。

表29 逮捕された人員

区	分	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数		118, 447	100.0	-3.3
検 察 庁 逮	捕		167	0.1	-8. 7
警察から身柄送	致		110, 407	93. 2	-3.4
警察で身柄釈	放		7,873	6.6	-2.3

また、平成29年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は64,110人(54.1%)、不起訴は47,157人(39.8%)、中止は96人(0.1%)、家庭裁判所送致は7,084人(6.0%)であり、前年に比べると、起訴は5.0%(3,343人)、不起訴は0.2%(76人)減少している。

(2) 勾留(統計表第41, 42, 44表関係)

平成29年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は101,258人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の91.6%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は97,357人で、勾留請求した者の96.1%を占めている。また、勾留された者(※)は97,372人で、前年に比べると4.6%(4,735人)減少している。

(※) 少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成29年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る(表30)と、前年に比べ、勾留中公判請求は43,975人で5.6%(2,616人)、勾留中略式命令請求は8,836人で10.4%(1,023人)、勾留中家裁送致は4,595人で9.8%(499人)、釈放は39,956人で1.5%(598人)それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区	分	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数		97, 372	100.0	-4.6
勾留中公	判請求		43,975	45. 2	-5.6
勾留中略式的	命令請求		8,836	9. 1	-10.4
勾 留 中 家	裁送致		4, 595	4. 7	-9.8
釈	放		39, 956	41. 0	-1. 5
そ の	他		10	0.0	11. 1

また, 釈放された者について, その人員及び構成比を既済事由別に見ると, 起訴(勾留中求令状による起訴を含む。) は 5,255人(13.2%), 不起訴は33,836人(84.7%), 中止は72人(0.2%), 家庭裁判所送致は793人(2.0%)である。

平成29年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る(表31)と、起訴は58,072人(59.6%)、不起訴は33,900人(34.8%)、中止は72人(0.1%)、家庭裁判所送致は5,328人(5.5%)であり、前年に比べると、起訴は5.7%(3,520人)、不起訴は2.1%(718人)減少している。

	01 马田队从日9786万千田加入吴						
	人員	構成比(%)	対前年比(%)				
数	97, 372	100.0	-4.6				
訴	58, 072	59. 6	-5. 7				
訴	33, 900	34.8	-2.1				
予	23, 858	24. 5	-2.5				
分	8, 509	8.7	5. 7				
他	1,533	1.6	-26.8				
止	72	0.1	16.1				
致	5, 328	5. 5	-8.7				
	訴訴予分他止	数 97,372 訴 58,072 訴 33,900 子 23,858 分 8,509 他 1,533 止 72	人員 構成比(%) 数 97,372 100.0 訴 58,072 59.6 訴 33,900 34.8 子 23,858 24.5 分 8,509 8.7 他 1,533 1.6 止 72 0.1				

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

平成29年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,305人 (1.3%) 、10日以内は33,496人 (34.4%) 、15日以内は4,775人 (4.9%) 、20日以内は57,703人 (59.3%) 、25日以内は7人 (0.0%) 、25日を超えるは86人 (0.1%) である。

なお、平成29年において勾留期間の延長を請求した者は62,721人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は62,584人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は38,619人で、延長が許可された者の61.7%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者,前科者の人員(統計表第47,48表関係)

平成29年において起訴又は起訴猶予にした被疑者(※)について、初犯者・前科者別に人員を見る(表32)と、初犯者は140,257人で全体の62.5%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は38.6%で1.1ポイント、特別法犯は35.4%で1.4ポイント前年と比べると低下している。

(※) 前科不詳者,法人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

	区 分		総数	初 犯 者	前 科 者
総		数	224, 466	140, 257	84, 209
	男		191, 752	114, 525	77, 227
	女		32,714	25, 732	6,982
刑	法	犯	147, 750	90, 704	57.046
	男		124, 719	72,661	52,058
	女		23, 031	18,043	4,988
特	別 法	犯	76, 716	49, 553	27. 163
	男		67, 033	41,864	25, 169
	女		9,683	7,689	1,994

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成24年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成24年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
	数 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	首 58.6	59.0	59.8	60.2	60.3	61.4
	者 41.4	41.0	40.2	39.8	39. 7	38.6

平成29年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る(表34)と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、強制わいせつ・強制性交等(4.8ポイント)、暴力行為等処罰に関する法律(4.4ポイント)、賭博・富くじ(4.0ポイント)などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、収賄・贈賄(9.9ポイント)、放火(5.6ポイント)、殺人(3.6ポイント)などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、強制わいせつ・強制性交等、賭博・富くじなどである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

	罪			名	初	犯	者	前	科	者
公	務	執	亍 妨	害			54. 2			45. 8
放				火			63.0			37.0
住	F		侵	入			63.3			36. 7
文	Ī	小	偽	造			64. 1			35. 9
強	制わい	せつ・	強制性	交 等			72.2			27.8
賭	博	• 1	富く	じ			70.1			29. 9
収	賄	•	贈	賄			74.7			25. 3
殺				人			67.7			32. 3
傷				害			64. 2			35. 8
脅				迫			57.3			42.7
窃				盗			57.4			42.6
強				盗			58. 1			41.9
詐				欺			61.6			38. 4
恐				喝			49.9			50. 1
横	領	•	背	任			69. 9			30. 1
盗	品	等	関	係			67. 4			32. 6
毁	棄	•	隠	匿			58. 7			41. 3
暴力	力行為等	等処罰に	こ関する	法律			53. 4			46.6

注) 「文書偽造」には刑法第2編第 17 章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第 26 章に規 定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成29年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、公職選挙法(78.6%、対前年比3.1ポイント増加)、道路運送法(72.2%、同19.8ポイント増加)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(70.4%、同2.5ポイント減少)などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法(74.4%、対前年比1.0ポイント減少)、覚せい剤取締法(74.2%、同0.5ポイント減少)などである。

(2) 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49,50表関係)

平成29年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について,初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると,初犯者では刑法犯は39.5%(前年39.9%),特別法犯は49.8%(同50.2%)であり,前科者では刑法犯は59.3%(同60.3%),特別法犯は71.0%(同72.6%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35) と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄(88.1%)、殺人(87.4%)、強盗(87.4%)、詐欺(72.2%)などであり、前科者では、収賄・贈賄(95.0%)、殺人(91.5%)、強盗(91.3%)、強制わいせつ・強制性交等(75.4%)などである。

罪 務 執 妨 60.3 公 行 害 50.6 放 火 68.1 75.0 居 侵 入 42.2 住 57.6 文 書 偽 造 54.5 65.7 強制わいせつ・ 強制性交等 63.575.4 賭 博 富 < じ 47.3 68.8 贈 収 賄 賄 88.1 95.0 殺 人 87.4 91.5 傷 害 32.5 44.0 脅 迫 43.8 54.2 窃 盗 35.4 63.9 強 盗 87.4 91.3 詐 欺 72.2 71.6 恐 喝 42.8 51.7 横 領 背 任 15.1 29.8 等 関 盗 品 係 31.0 45.6 毀 隠 匿 棄 44.2 63.3 暴力行為等処罰に関する法律 28.7 58.1

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

- (注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に規 定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。
 - 2 公訴提起率は以下により算出した。

また,特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は,覚せい剤取締法は初犯者89.5%,前科者92.7%,児童福祉法は初犯者80.4%,前科者76.5%,毒物及び劇物取締法は初犯者78.3%,前科者84.6%,麻薬及び向精神薬取締法は初犯者78.2%,前科者77.5%,大麻取締法は初犯者63.6%,前科者68.8%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴(統計表第59,60表関係)

平成29年において検察官が控訴した被告事件(検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とが控訴した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は113人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は95人で、検察官が控訴した被告事件の84.1%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成29年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る(表36)と、破棄 自判の構成比が50.4%と最も高く、次いで控訴棄却が37.0%を占めている。

既	済	事	由	人 員	構成比(%)
総			数	127	100.0
破	棄	自	判	64	50. 4
破棄	差戻し	• 破勇	美移送	3	2.4
控	訴	棄	却	47	37. 0
控	訴	立 下	げ	1	0.8
そ	C	り	他	12	9. 4

表36 控訴事件の既済事由別人員

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の34人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は17人(50.0%)、公訴棄却は1人(2.9%)、破棄差戻し・破棄移送は1人(2.9%)、控訴棄却は15人(44.1%)である。

また,原判決が有罪の83人について,破棄自判により原判決より刑を重くした人員は18人(21.7%),刑が同じ人員は9人(10.8%),刑を軽くした人員は2人(2.4%),無罪は1人(1.2%),公訴棄却は11人(13.3%),破棄差戻し・破棄移送は2人(2.4%),控訴棄却は32人(38.6%),控訴取下げは1人(1.2%),その他は7人(8.4%)である。

(2) 上告(統計表第59,61表関係)

平成29年において検察官が上告した被告事件(検察官のみが上告した被告事件のほか,検察官と検察官以外の者とが上告した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は6人である。また,検察官が上告した被告事件で,平成29年において既済となった者はなかった。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判(統計表第63表関係)

平成29年において確定裁判を受けた人員は299,320人で,前年に比べると6.6% (21,168人)減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する (表37) と,有罪については,死刑 (71.4%,5人),懲役 (5.1%,2,653人),禁錮 (4.0%,128人),罰金 (7.0%,18,398人),拘留 (16.7%,1人),科料 (2.2%,43人)が減少している。また,無罪は25.0% (26人),公訴棄却は13.1% (36人)増加している。

刑の種	重類等	人 員	構成比 (%)	対前年比(%)				
総	数	299, 320	100.0	-6. 6				
死	刑	2	0.0	-71.4				
懲	役	49, 186	16. 4	-5.1				
禁	錮	3, 065	1.0	-4.0				
罰	金	244, 701	81.8	-7.0				
拘	留	5	0.0	-16.7				
科	料	1, 919	0.6	-2.2				
無	罪	130	0.0	25.0				
公 訴	棄却	310	0.1	13. 1				
そ	の他	2	0.0	-50.0				

表37 確定裁判を受けた人員

懲役,禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について,平成24年以降の推移を刑の種類別に見る(表38)と,懲役,禁錮及び罰金のいずれもおおむね減少傾向にある。

	X □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
刑	の	種	類	平 成					
נוע	٧٦	1里	炽	24 年	25 年	26 年	27 年	28年	29年
懲			役	100	91	90	92	89	84
禁			錮	100	98	97	97	99	95
罰			金	100	89	81	80	76	71

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

(注) 平成24年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成24年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については同25年に増加したものの、全体として減少傾向にある。また、禁錮の実刑については平成26年から減少傾向にあったものの、同29年は増加に転じた。

		秋 00 日日	17/1/1001	サバ 1 1 1 0 7 1世 1 0 7 1世 1 0 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7 1 世 1 9 7				
区		分	平 成 24年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
懲	役	計 実 刑 一部猶予 全部猶予	100. 0 43. 6 - 56. 4	100. 0 44. 2 - 55. 8	100. 0 42. 7 - 57. 3	100. 0 41. 2 - 58. 8	100. 0 38. 9 1. 6 59. 5	100. 0 37. 4 3. 1 59. 5
禁	錮	計 実 刑 一部猶予 全部猶予	100. 0 3. 3 - 96. 7	100. 0 3. 7 - 96. 3	100. 0 2. 3 - 97. 7	100. 0 2. 3 - 97. 7	100. 0 1. 8 0. 0 98. 2	100. 0 2. 2 0. 0 97. 8

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

平成29年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について,刑期別にその人員を見る(表40)と,前年と比較して,懲役では,1年以下が9.2%,3年以下が10.1%,5年以下が2.0%,10年以下が0.1%,15年以下が31.3%,20年以下が28.0%それぞれ減少し,20年を超えるが15.0%,無期が20.0%増加している。また,禁錮では1年以下が12.5%減少し,3年以下が38.2%,3年を超えるが16.7%それぞれ増加した。

区	分	人 員	構成比 (%)				
	計	18, 395	100.0				
	1 年 以 下	4,794	26. 1				
	3 年以下	10, 358	56.3				
	5 年以下	2, 296	12.5				
懲 役	10 年以下	769	4.2				
	15 年以下	101	0.5				
	20 年以下	36	0.2				
	20 年を超える	23	0.1				
	無期	18	0.1				
	計	68	100.0				
	1 年 以 下	14	20.6				
禁 錮	3 年 以 下	47	69. 1				
	3年を超える	7	10.3				
	無期	-					
(分) 即の特定数マナ吸ぐ							

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

(2) 刑の執行猶予 (統計表第68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75表関係)

平成29年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は32,266人で、前年に比べると5.0% (1,709人)減少している。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が1,525人で前年と比べると78.4% (670人) 増加し、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が29,266人

⁽注) 刑の執行猶予を除く。

(90.7%) , 禁錮が2,997人(9.3%) であり、前年に比べると、懲役が5.1%(1,571人) , 禁錮が4.5%(140人) それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41、表42)と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が69.7%と最も高く、次いで4年以上が20.0%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が88.2%と最も高く、次いで3年以上が10.0%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

	執行猶	予期間		人	員	構成比(%)
1	年	† 以	上	3	2, 266 6	100. 0
2 3	年 年	以 以	上上		1,005	3. 1
4	年	以	上		2, 490 6, 460	69. 7 20. 0
5			年		2,305	7. 1

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

	執行猶	予期間	•	人	員	構成比(%)
	言	+			1,525	100.0
1	年	以	上		19	1.2
2	年	以	上		1,345	88. 2
3	年	以	上		153	10.0
4	年	以	上		8	0.5
5			年		_	_

平成29年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は4,135人(取り消された刑の種類は,懲役4,116人,禁錮19人)で,前年に比べると211人(4.9%)減少している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は3,914人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.7%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中(仮解除の期間は除く。)であった者は691人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の17.7%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は、覚せい剤取締法9人のみであった。